

2022年3月1日

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

《情報更新》教職員の海外渡航等について(2022/3/1版)

教職員の海外渡航等について、2021年11月30日より原則禁止としてきましたが、本日3月1日をもって解除し、以下のとおりとします。なお、信濃町地区の教職員については、別途の指示に従ってください。

【国外留学・出張の許可】

2022年3月1日以降、国外留学・出張について、以下を条件として許可します。

・渡航先の国における外務省の危険情報レベル・感染症危険情報レベル等渡航先の状況を確認し、渡航についての所属長の許可を得ること。(国外留学・出張については規定等に定める通常の所定の手続きにより所属長の許可を得ること)

・帰国後に要請される検疫手続き等による影響について確認し、対応を予定すること。特に4月の授業開始に際して支障がないような計画をたてること

なお、学生を帯同しての国外での合宿、フィールドワーク等は禁止いたします。

また、教職員の帰国/入国、および外国人研究者の受け入れは、関係省庁の通達(「水際対策強化に係る新たな措置」)等を確認、遵守した上で帰国/入国行動(対応)をするようお願いいたします。

参考) 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(以 上)